



福島医発第1138号(地)

平成15年 9月 9日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師  
会 長 関 原



経過措置期間内の風しんの予防接種推進の徹底について

時下貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、経過措置期間内の風しんの予防接種の推進につきましては、平成15年6月20日付(福島医発第611号)にて周知、協力方お願いいたしておりますが、今般、当該経過措置があと一月を残すのみとなっていることから、未接種の経過措置対象者に本経過措置について個別に通知を行なうなどの方法により、経過措置期間中に全ての未接種対象者に対して接種の勧奨を行なうことを目標とし、市区町村に対し、改めてその周知徹底を図るよう求める通知が厚生労働省健康局結核感染症課長より、各都道府県衛生主管部(局)長宛なされた旨、日本医師会より別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件につきましてご了解いただきますとともに、貴会管下関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、日医ニュース8月20日号(1007号)に風しんのポスター(健康ぷらざ No.154)を折り込み、会員に配布されておりますので、ご活用くださいますよう周知方併せてよろしくお願い申し上げます。



(地Ⅲ 128)

平成15年9月1日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

### 経過措置期間内の風しんの予防接種推進の徹底について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、経過措置期間内の風しんの予防接種の推進につきましては、平成15年6月12日付（地Ⅲ77）をもって周知、協力方お願いいたしました。

経過措置期間内の風しんの予防接種につきましては、「生後12月から生後90月に至るまでの間にある者」のほか、予防接種法施行令平成6年改正附則第3条の規定により、平成15年9月30日までの経過措置の期間内は「昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた者であって14歳以上の者」が対象者とされています。

今般、当該経過措置期間があと一月を残すのみとなっていることから、未接種の経過措置対象者に本経過措置について個別に通知を行うなどの方法により、経過措置期間中に全ての未接種対象者に対して接種の勧奨を行うことを目標とし、市区町村に対し、改めてその周知徹底を図るよう求める通知が、厚生労働省健康局結核感染症課長から、各都道府県衛生主管部（局）長宛になされ、本会に対しても周知、協力方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただき、関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

なお、日医ニュース8月20日号（1007号）に風しんのポスター（健康ぷらざNo.154）を折り込み、会員に配布しておりますので、ご活用いただきますよう周知方併せてよろしくお願いいたします。

健感発第 0828002 号

平成15年8月28日

社団法人 日本医師会

感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

経過措置期間内の風しんの予防接種の徹底について

予防接種の推進につきましては、平素より多大な御支援・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、予防接種法施行令平成6年改正附則第3条の規定による風しんの予防接種の経過措置の期間について、満了の日が平成15年9月30日とあと一月を残すのみとなっているところです。そのため、対象年齢層に対する経過措置の周知徹底を行い、接種率の向上に向けて改めて普及啓発を徹底されるよう、別添（写）のとおり、都道府県に対し協力方通知したところであります。

つきましては、貴職におかれましても当該の周知に関する趣旨をご理解いただくとともに、各都道府県・郡市区医師会への協力要請等、当該事業の円滑な実施について特段のご配慮をお願いいたします。

健感発第 0828001 号

平成15年8月28日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

経過措置期間内の風しんの予防接種推進の徹底について

標記については、既に「予防接種法の一部を改正する法律等の施行について」（平成13年11月7日付け健発第1058号厚生労働省健康局長通知）により通知されているとおりであり、予防接種法施行令平成6年改正附則第3条の規定により、「生後12月から生後90月に至るまでの間にある者」のほか、「昭和54年4月2日から昭和62年10月1日までの間に生まれた者であって14歳以上の者」が平成15年9月30日まで対象者とされているところであり、当該経過措置期間はあと一月を残すのみとなっている。

本経過措置については、対象年齢層に対して経過措置の周知を行い、接種率の向上に向けて改めて普及啓発に努められるよう、「経過措置期間内の風しんの予防接種推進の徹底について」（平成15年5月29日付け健感発第健感発第0529001号）により、都道府県を通じて市区町村に対してお願いしているところである。

妊娠中に妊婦が風しんに罹患した場合には、先天性風しん症候群が発生し、次世代にも影響が及ぶおそれがあることから、都道府県におかれては、未接種の経過措置対象者に本経過措置について個別に通知を行うなどの方法により、経過措置期間中に全ての未接種対象者に対して接種の勧奨を行うことを目標とし、その周知徹底を図るよう改めて管内市区町村に対する御指導方お願いする。